

環境自主行動計画のフォローアップについて
中央環境審議会地球環境部会長とりまとめ

平成18年5月12日
地球環境部会長

日本経済団体連合会の環境自主行動計画は、そこに参加している企業の二酸化炭素排出量が、わが国の産業部門及びエネルギー転換部門全体の排出量の約8割をカバーしており、京都議定書目標達成計画における産業部門及びエネルギー転換部門での中心的な対策に位置付けられている重要なとりくみである。

環境自主行動計画は、多くの業界の参画のもと、自主的な取組みとして1997年に開始された。PDCAサイクルにより様々な意見を柔軟に取り入れつつ毎年継続的に取組みを進めてきたことにより、個々の事業者にまでPDCAの取組みが浸透し、透明性が向上するなど、これまでの取組みについては高く評価される。

一方、昨年4月に閣議決定された京都議定書目標達成計画では、部門ごとの目安としての削減目標として、基準年比で産業部門において-8.6%、エネルギー転換部門において-16.1%のエネルギー起源二酸化炭素を削減することなどとされており、今後、国全体として目標達成計画における具体的な削減対策を着実に実施していくことが求められている状況にある。

このため、平成17年3月の中央環境審議会第2次答申において「自主行動計画の目標達成の蓋然性を高めるため、政府としての経団連自主行動計画のフォローアップ作業に中央環境審議会・環境省が参画することを検討すべきである」とされていることを受け、まずは、2月28日に中央環境審議会地球環境部会を開催して環境自主行動計画についての説明を受けて議論を行った。

部会では、日本経済団体連合会を始め、産業界の取組みを評価するとともに、さらに改善するための様々な意見が出された。これらの意見を、「地球環境部会長とりまとめ」として、以下のとおりまとめたものである。

日本経済団体連合会を中心に下記の意見について検討がなされ、環境自主行動計画による取組みがさらに発展・加速化されることを期待する。

1. 社会的約束としての自主行動計画の実施

環境自主行動計画は、産業部門、エネルギー転換部門の大きな部分をカバーする重要な取り組みであり、これらの部門での京都議定書目標達成計画の中心的な対策としても位置づけられていることから、国民や社会に対する約束として扱われるべきものである。このため、なにより日本経済団体連合会には、社会的な責任として環境自主行動計画において設定されている目標を確実に達成することが求められる。

2. 日本経済団体連合会、業界、企業の関係

環境自主行動計画は全体で2010年度の二酸化炭素排出量を1990年度レベル以下に抑制するという目標を設定していると同時に、個々の業界団体ごとにそれぞれ2010年度の目標を設定しており、全体としての目標の達成に加え、業界ごとに設定された目標も確実に達成されることが必要である。

今後、景気の向上とともに排出量の増大も懸念されることから、日本経済団体連合会と個別業界団体がそれぞれ果たす責任の範囲を国民に対して明確にする必要がある。同様に、業界団体と業界ごとの参加企業との責任についても明確にする必要がある。

3. 関連情報の充実・透明性の確保

環境自主行動計画は、国民や社会に対する約束であり、その責任を果たす上で、透明性を確保されることが重要であり、今後とも様々な情報のより一層の公開が進められるべきである。また、N G O、研究者などとの対話を積極的に行うことが期待される。

①対策コスト、投資回収期間等について

これまでに各業界において講じられてきた対策のコスト・効果・投資回収期間等に関する説明をさらに充実し、そのような情報が業界関係者、行政、研究者などと共有されることが必要である。また、このような情報を活用して、投資回収期間は長くとも有効な対策の導入を検討することが望まれる。

②目標設定の根拠について

業界ごとの目標値の根拠についての認識を第三者を含めた関係者の間で共有することが重要である。このため、2010年度目標値がどのように設定されたかについての説明をさらに充実することが期待される。

③バウンダリの説明について

環境自主行動計画がカバーしている範囲、業界間での重複の排除、廃棄物の再生利用の位置づけなど、環境自主行動計画において設定しているバウンダリについての説明の充実が期待される。

④参加個別企業による比較可能な情報の提示について

環境自主行動計画に参加している業界の個々の企業については環境報告書の作成、開示を進め、部門ごとにとどまらず企業全体としての二酸化炭素排出量、削減目標量、対策内容などの情報を比較可能な形で公開すべきである。

4. 目標設定、実施状況の評価

①二酸化炭素排出総量等を考慮に入れた目標設定と評価について

産業活動の拡大に伴って排出量の増加が懸念されることから、エネルギー原単位等の原単位のみをもって取組みを評価するのではなく、目標設定や評価について、二酸化炭素排出総量等も考慮に入れた検討が強化されるべきである。

②第1約束期間（2008～2012年）を通じた目標設定と評価について

環境自主行動計画では、2010年度単年の目標を設定しているが、個々の業種の中には、生産量の変動等により年によって目標指標の数値が大きく変動するケースがある。このため、単年度の目標に加え、2008年～2012年の5年間を通じた目標設定や評価を検討すべきである。

③目標達成計画上の他の施策との関係について

環境自主行動計画による二酸化炭素削減効果と目標達成計画に位置づけられたその他の対策による二酸化炭素削減効果は部分的にオーバーラップするところがあるため、環境自主行動計画の成果を評価するに際しては、その他の施策との関係を整理したうえで、環境自主行動計画に基づく業界の取組みについての評価を行う必要がある。

④PDCAサイクルについて

環境自主行動計画のフォローアップに際し、第三者評価委員会を設置して評価を行い、その結果を計画にフィードバックするPDCAサイクルが有効に機能していると考えられる。こういった取組みを積極的に普及発展させることが望まれる。

5. 環境自主行動計画の適用範囲の拡大

業界内のカバー率は業界によってまちまちであるが、可能な限り100%に近づけるべく努力が必要である。

排出量が増加している業務部門や運輸部門の対策は重要であり、現在行われている業務部門、運輸部門の環境自主行動計画を更に拡充していくことが必要であり、このためには、これらの部門の事業者の取組みを促進するため、関係主体が協力して自主行動計画の新たなフレームやシステムの開発の検討が行われることも必要である。また、産業部門、エネルギー転換部門の業種においても、関連する業務部門、運輸部門など他部門での取組みの強化を進めていくこ

とが必要である。

6. さらなる取組みの強化

環境自主行動計画全体では、2010年度の排出量を1990年度レベル以下にすることを目標にしているが、既にこの目標は2000年度から5年連続で達成されているとともに、個別業種をみても2010年度目標値を達成している業種は相当数存在しており、その努力は高く評価される。

現時点で目標達成レベルに到達していない業種については、確実に目標を達成できるように引き続き努力する必要があるとともに、排出削減対策のみでは目標達成ができない場合に備え、自らの負担において行う京都メカニズムの活用についても検討を進めておく必要がある。

既に目標値を達成している業種については、京都議定書目標達成計画で産業部門の目安としての削減目標として－8.6%の削減が位置づけられていることも踏まえ、さらなる取組みの強化について検討することが強く期待される。

また、環境自主行動計画そのものの位置づけについても、新たに、政府との協定化等について関係者間で検討することが望まれる。

さらに、地球温暖化対策は、本来、中・長期的な視点にたって進めるべきものであり、第1約束期間終了後の取組みについても、現段階から計画的に検討を進める必要がある。